

大堂津小学校いじめ防止基本方針

<はじめに>

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そして、学校教育においては、インターネットを通じて行われる新たないじめ問題が生じる等、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。

こうした中、改めて全ての教職員が、いじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定された。

このことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する、基本的な方針を定めたものである。さらに、同法附則第2条の検討条項により文科省、宮崎県、日南市のいじめ防止方針が改定されたことに伴い、本校も平成30年8月に改訂を行った。

<もくじ>

第1章	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめへの対処	2
第2章	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等の対策のための組織	2
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	インターネット上のいじめへの対応	5
(5)	いじめの解消	6
3	その他の留意事項	6
(1)	組織的な指導体制	6
(2)	校内研修の充実	6
(3)	校務の効率化	6
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	6
(5)	地域や家庭との連携について	7
(6)	関係機関との連携について	7
4	重大事態への対処	7
第3章	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	7
【参考】資料1～5		

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行うことが重要である。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えられる。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための対策の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」（浜っ子会議）を設置する。

なお、月1回の「浜っ子会議」を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。また、学期に1回程度、教育相談を行い、児童の考え等を聞き、児童の気持ちに寄り添うようにする。

【構成員】

全職員

【活動】

- 浜っ子会議の開催(月1回)
- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

(1) いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために児童が主体となって行う活動の機会を年間を通して設ける。

- 縦割り班活動の実施（えがおタイム、清掃等）
- 学級活動や代表委員会での話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進
- 誕生日の放送（ハッピーウェンズデー）
- 温かい言葉の推奨（ホットメールの放送等）
- 全校遊びの実施（スマイルウェンズデー）

イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 授業研究会の実施

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努める。また、定期的に教育相談を行い、児童に寄り添った相談体制をつくる。

- 教育相談週間の設定

(ウ) 全ての教育活動を通じた人権教育や道徳教育及び体験活動等の充実を支援する。

- 道徳教育や人権教育、情報モラル教育の時間の充実
- 日南市コミュニケーションスキルプログラム(NCP)授業の計画的な実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校・学級通信を活用したいじめの未然防止につながる授業や集団づくりの様子の報告
- 学校公開（授業参観）の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催
- 細田地区4校で連携した活動の推進
- 大堂津小学校「いじめ防止基本方針」のホームページ掲載

(2) いじめの早期発見

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

- 児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料3、4参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査（浜っ子アンケート）を実施する。

- 詳細なアンケートの実施(学期1回一年3回：1年間保存)
- 簡単なアンケートの実施(上記以外の全ての月：1年間保存)

エ いじめ不登校対策委員会(浜っ子会議)において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間で共有を図る。

- 浜っ子会議での情報の共有
- 進級時の情報の確実な引き継ぎ
- 過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置

※資料5参照

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。
- いじめの事実について生徒指導主事、関係職員及び管理職に速やかに通報する。

イ 情報の共有

- アの情報を受けた生徒指導主事等がいじめを認知した場合は、全職員へ報告し、情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会（浜っ子会議）を開き、調査の方針について決定する。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が日南市教育委員会へ直ちに報告する。
- 児童の聴き取りに当たっては、担任や関係職員のほか、児童が話をしやすい職員が担当する。
- 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることを留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援等が必要な場合は、日南市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は随時いじめ不登校対策委員会で協議し決定する。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会（浜っ子会議）において、指導及び支援の方針を決定する。
- いじめ不登校対策委員会（浜っ子会議）の委員や学年担任と連携して、組織的な対応に努める。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していく。

- 安全・安心を確保する。
- 心のケアを図る。
- 今後の対策について、共に考える。
- 活動の場等を設定し、認め、励ます。
- 温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生を確認したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- じっくりと話を聞く。
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

いじめた児童への指導又はその保護者への助言

【いじめた児童への指導】

いじめは決して許されないという毅然とした態度でいじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- いじめの事実を確認する。
- いじめの背景や要因の理解に努める。
- いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- 今後の生き方を考えさせる。
- 必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への助言】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- 児童や保護者の心情に配慮する。
- いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- 何か気付いたことがあれば報告してもらう。

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める。
- 自分の問題として捉えさせる。
- 望ましい人間関係づくりに努める。
- 自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

オ 関係機関への報告

- 校長は日南市教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命、心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には、日南警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネット上のいじめとは

- 文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
- 特定の児童になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする。

- 掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する。
などがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たる。

イ インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。（家庭内ルール）
- 教科や特別活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- 児童を対象としたネット社会についての講話（防犯）を実施する。
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込み等を発見したときには、次のような対応をとる。
 - ・ 状況確認
 - ・ 日南市教育委員会への報告
 - ・ いじめへの対応
 - ・ ネット管理者への連絡（削除依頼）
 - ・ 状況の記録

※ 県教育委員会の目安箱サイト等の活用

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする。）

イ 被害者児童が心身の苦痛を感じていないこと

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制 ※ 資料2参照

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会（浜っ子会議）による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの児童指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるい

じめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや細田地区4校、学校評議員、学校関係者評価委員、地域との連携を促進し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をとる。

① 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（日南市教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での児童の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として、直ちに校長が日南市教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。

- 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合など
- 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・年間の欠席が10日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査によりより明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

(1) 基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しを行う。

資料 1

学校いじめ防止プログラム

月	未然防止				早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA
	学校行事	児童が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等	いじめ不登校対策委員会等		
4	始業式（学期のはじめと終わりに命を大切にす意識付けをする）入学式	あいさつ運動・ボランティア活動の推進 縦割班清掃（通年） えがおタイム（通年） 代表委員会	<道>心の教育（年間を通して重点項目としてあげられた各学年の内容を年間指導計画に 応じて実施する）	いじめ防止基本方針の確認と目標の共有	浜っ子アンケート	常時職員間の情報共有 ↓ 毎月1回のいじめ不登校対策委員会（浜っ子会議）で各学年のいじめの状況を報告し、組織的対応について協議	PTA総会（基本方針の説明） 参観日（学級経営説明） 家庭訪問	計画・目標作成
5	春の遠足 校外学習 修学旅行	児童委員会によるホットメール・全校遊びの企画運営（通年） 温かい言葉の推奨	<特>人権教育（年計をもとに学期1回程度実施する）	アンケートの協議（通年）	浜っ子アンケート	水曜日の下校時に実態に応じて担当より話（通年） ※緊急の事案については随時対策委員会を開催 ※アンケートの分析、取組の改善原案作成	学級通信（通年） （学級の様子報告） 児童、放課後クラブ連携	
6	0の日（通年） クリーン活動	交流給食（通年） JRC活動（通年） 代表委員会	<特>情報モラル教育（外部講師による講話）（5・6年）	授業研究会 細田地区4校合同研修会	教育相談週間 浜っ子アンケート		参観日での情報モラル教育（5・6年）	
7	終業式		<特>性教育の実施（年3回） 命の大切さ	生徒指導研修 細田地区4校合同研修会	浜っ子アンケート		ハロートーク 学校関係者評価委員会	
8	始業式			人権教育研修			納涼祭	
9	運動会	運動会での絆づくり 代表委員会	<特>NCPの実施（通年） コミュニケーション能力	授業研究会	浜っ子アンケート		読み聞かせボランティア（通年）	
10	秋の遠足		<特>話し合い活動（通年）	細田地区4校合同研修会	教育相談週間 浜っ子アンケート		いじめ防止基本方針改訂 周知・参観週間の実施	
11	振徳教育の日	代表委員会		授業研究会	浜っ子アンケート			保護者・地域アンケートの実施
12	終業式 人権週間				県アンケート 浜っ子アンケート		学校関係者評価委員会の授業参観	アンケートの分析
1	始業式	代表委員会		細田地区4校合同研修会	浜っ子アンケート			中間評価と取組改善
2		新1年生とふれあう会 高学年読み聞かせ 代表委員会			教育相談週間 浜っ子アンケート			年間評価
3	修了式	遠足での縦割班活動		今年度の反省と次年度の協議、引継	浜っ子アンケート		次年度計画作成	

資料 2

学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・ 気になる児童の様子を担当に知らせ、心の変化の様子など早期発見に心がける。

《生徒指導主事》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 全校朝会などで日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体に醸成する。

《管理職》

- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童が主体的に参加する取組を推進する。（例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) いじめの早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導主事》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置（※資料5：「組織的ないじめ対応の流れ」と連動）

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- ・ その際、他の児童の目にふれないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。
当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任等から、学校の実情に応じて決定。

- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた児童生徒や、いじめた児童生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつことが必要である。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③－A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

《いじめた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめる児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。

- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りにふれ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも、また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

資料 3

いじめられた児童・いじめた児童に見られるサイン

1 いじめられた児童のサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で児童を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れて、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	持ち物にいたずらをされる。 給食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

2 いじめた児童のサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に児童の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近付くと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の児童がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の児童の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁等にいたずらや落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料5 いじめに対する措置「組織的ないじめ対応の流れ」(緊急時の組織的対応)

